

大阪府北河内地域救急メディカルコントロール協議会設置要綱

(目的)

第1条 大阪府医療計画に定められた二次医療圏の北河内地域における救急搬送体制及び救急医療体制の向上に資するため、消防機関と医療機関が一体となったメディカルコントロール体制と救急医療機関の受入体制の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、大阪府北河内地域救急メディカルコントロール協議会（以下「救急MC協議会」という。）を設置する。

なお、救急MC協議会は、大阪府医療対策審議会の救急業務高度化推進に関する部会（以下「高度化部会」という。）の運営要綱に基づく「大阪府北河内地域メディカルコントロール協議会」及び大阪府地域保健医療推進懇話会設置要綱に基づく「北河内救急懇話会」の機能を有する。

(所掌事務)

第3条 救急MC協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の調整に関すること。
- (2) 救急隊員の病院実習等の調整に関すること。
- (3) 地域における救急効果など地域の救急搬送体制及び救急医療体制に係る検証と対策に関すること。
- (4) 傷病者受け入れに係る連絡体制の調整等、救急搬送体制及び救急医療体制に係る調整に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、地域のプレホスピタル・ケアの向上に関すること。

(組織)

第4条 救急MC協議会は、別表の会長、委員をもって組織する。

- 2 救急MC協議会には必要に応じ、小委員会を設置することができる。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任を妨げない。

(会長)

第5条 会長は、救急MC協議会を総括し、会議の議長となる。

(副会長)

第6条 救急MC協議会に副会長を置き、会長が、委員のうちから副会長を指名する。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議の開催)

第7条 救急MC協議会は、大阪府危機管理室長、北河内圏域保健所長が招集し開催する。

2 委員に支障が生じた時は、代理人が出席することができる。

3 救急MC協議会に、所掌事務を検討するため必要があるときは、会長が指名した者を出席させることができる。

(相互機関調整)

第8条 救急MC協議会において実施する事業等に他の地域のメディカルコントロール協議会等と重複する事項がある場合は十分な調整を行うものとする。

また、高度化部会及び北河内保健医療協議会で調整の必要な事項については、随時諮るものとする。

(報償費)

第9条 会長、委員、代理人及び会長が指名した者の報償費の額は、日額六千円（交通費込み）とする。

2 前項の報償費は、その都度支給する。

3 会長、委員のうち、公の経済（国、地方公共団体）に属する常勤の職員である者に対しては、支給しない。

(庶務)

第10条 救急MC協議会の庶務は、大阪府政策企画部危機管理室・健康医療部において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、救急MC協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

(会長)

関西医科大学附属病院代表

(委員)

北河内医療・病床懇話会代表（地域医師会代表）
一般社団法人 大阪府私立病院協会代表
一般社団法人 大阪府医師会代表
関西医科大学 総合医療センター代表
社会医療法人彩樹 守口敬仁会病院代表
パナソニック健康保険組合 松下記念病院代表
国家公務員共済組合連合会 枚方公済病院代表
市立ひらかた病院代表
独立行政法人地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター代表
医療法人協仁会 小松病院代表
医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院代表
社会医療法人蒼生会 蒼生病院代表
社会医療法人信愛会 暁生会脳神経外科病院代表
社会医療法人信愛会 交野病院代表
守口市門真市消防組合消防本部警備課長
枚方寝屋川消防組合消防本部救急課長
大東四條暁消防本部警防課長
交野市消防本部警防課長
地域市町村代表

大阪府北河内地域救急メデイカルコントロール協議会
救急救命士気管挿管病院実習小委員会設置要綱

(目的)

第1条 救急救命士に対する気管挿管の病院実習に関し、教育方法、内容、手段など具体的事項を検討することを目的とする。

(設置)

第2条 大阪府北河内地域救急メデイカルコントロール協議会設置要綱第4条第2項に基づき、大阪府北河内地域救急メデイカルコントロール協議会救急救命士気管挿管病院実習小委員会（以下「気管挿管病院実習小委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 気管挿管病院実習小委員会は、救急救命士に対する気管挿管の病院実習に関する次の事項を検討する。

- (1) 気管挿管病院実習に関する教育方法、内容、手段に関すること。
- (2) 気管挿管病院実習に必要な受け入れ医療機関の確保等に関すること。
- (3) 気管挿管病院実習結果の管理に関すること。
- (4) その他地域の気管挿管病院実習において必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 気管挿管病院実習小委員会は、別表の大阪府北河内地域救急メデイカルコントロール協議会（以下「救急MC協議会」という。）会長が指名した委員をもって組織する。

- 2 気管挿管病院実習小委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長については救急MC協議会会長が指名し、副委員長については委員長が指名する。
- 3 委員に支障が生じた時は、代理人が出席することができる。
- 4 気管挿管病院実習小委員会に、所掌事項を検討するため必要があるときは、救急MC協議会会長並びに救急MC協議会会長が指名した者を出席させることができる。
- 5 3項及び4項の者の委員報償費は、救急MC協議会の委員の例による。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 気管挿管病院実習小委員会は、大阪府危機管理室長、北河内圏域保健所長が招集し開催する。

(庶務)

第7条 気管挿管病院実習小委員会の庶務は、大阪府政策企画部危機管理室・健康医療部において処理する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

(委員)

関西医科大学病院附属病院代表
関西医科大学 総合医療センター代表
パナソニック健康保険組合 松下記念病院代表
市立ひらかた病院代表
独立行政法人地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター代表
守口市門真市消防組合消防本部警備課長
交野市消防本部警防課長

大阪府北河内地域救急メディカルコントロール協議会 検証小委員会設置要綱

(目的)

第1条 病院前医療救護活動、実施基準の運用状況とその妥当性を評価し、評価結果を関係機関へ広く情報共有することにより救急医療体制の改善を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 大阪府北河内地域救急メディカルコントロール協議会設置要綱第4条第2項に基づき、大阪府北河内地域救急メディカルコントロール協議会検証小委員会（以下「検証小委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 検証小委員会は、救急隊の活動及び通信指令員による口頭指導に係る検証並びに北河内地域における傷病者の搬送及び受入れの実施基準に係る検証が充分進められるよう、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 検証の基準に関すること。
- (2) 検証体制及び検証のあり方に関すること。
- (3) その他、地域の検証において必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 検証小委員会は、別表の大阪府北河内地域救急メディカルコントロール協議会（以下「救急MC協議会」という。）の会長が指名した委員で組織する。

- 2 検証小委員会には委員長及び副委員長を置く。委員長は救急MC協議会会長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員に支障が生じた時は、代理人が出席することができる。
- 4 検証小委員会に、所掌事項を検討するため必要があるときは、救急MC協議会会長が指名した者を出席させることができる。
- 5 3項及び4項の者の報償費の額は、救急MC協議会委員の例による。
- 6 地域の救急活動及び実施基準の検証を行なうために、検証会議を置く。検証会議の組織及び運営については、別に定める。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 検証小委員会は、大阪府危機管理室長、北河内圏域保健所長が招集し開催する。

(庶務)

第7条 検証小委員会の庶務は、大阪府政策企画部危機管理室・健康医療部において処理する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

(委員)

関西医科大学附属病院代表
北河内医療・病床懇話会代表（地域医師会代表）
関西医科大学 総合医療センター代表
社会医療法人弘道会 守口生野記念病院代表
国家公務員共済組合連合会 枚方公済病院代表
市立ひらかた病院代表
独立行政法人地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター代表
医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院代表
社会医療法人信愛会 暁生会脳神経外科病院代表
枚方寝屋川消防組合消防本部救急課長
大東四條暁消防本部警防課長

検証会議実施細目

北河内地域救急MC協議会検証会議

1 はじめに

救急隊の活動に係る事後検証のあり方について、大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会が示す「MC協議会検証実施要領」を基準とするとともに、地域の特性にも配慮して、検証会議の具体的な実施細目について定める。また、北河内圏域の「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」に係る検証を行い、救急隊活動のみならず、医療機関の受入れ状況等を含めた地域救急医療体制全体の改善に繋がる検証体制構築を目指すものとする。

2 検証会議委員

救急活動検証会議及び実施基準検証会議の検証委員及び議長、副議長は別表のとおりとする。

3 検証会議開催事務等

- (1) 日程調整、検証票の受理返却の管理、検証会議場所の設定等開催に係る事務は救急MC協議会幹事消防本部が担当する。
- (2) 開催場所は、幹事消防本部とする。
- (3) 原則として、救急活動検証会議は毎月第4木曜日、実施基準検証会議は毎月第3金曜日に実施する。
- (4) 各消防本部の症例抽出等については、大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会が示す「MC協議会検証ガイドライン」に準ずるものとする。
- (5) 各検証会議における救急活動検証及び実施基準検証の対象となる検証数は、消防本部ごとの全搬送事例の各々1%程度を目標とする。

4 検証会議に係る会計事務

- (1) 各検証会議に係る会計事務は北河内救急業務連絡協議会に委託する。
- (2) 検証医に対する謝礼は、1回1名あたり20,000円とする。

5 検証会議

(1) 救急活動検証会議

ア 救急活動検証会議に出席する検証医は2人、指導救命士は4人とする。救急救命士は、輪番表のとおり6人出席するものとする。

内訳は、関西医科大学附属病院高度救命救急センター及び関西医科大学総合医療センター救命救急センターから各1人とする。指導救命士は、各消防本部から輪番表のとおりとする。

イ 検証方法は検証医 1 人と救急救命士 1 人、指導救命士 1 人と救急救命士 1 人のブースをそれぞれ形成し、総数 6 ブースで活動検証を行う。

また、出席する通信指令員 2 人は、指定するブースで口頭指導検証票に基づき、検証を行う。

ウ 検証医は検証票の署名欄及び所見欄に記入する。指導救命士は検証医との連名で検証票の署名欄に記入し、所見欄に所見を記入する。

エ 救急活動検証票に基づき、救急隊の活動評価（A、B、C 判定）を行う。

オ 救急活動検証会議の開催時間は 13 時 30 分から 16 時 30 分までとする。

(2) 実施基準検証会議

ア 実施基準検証会議に出席する検証医は 4 人、救急救命士等は最大 8 人までとする。

内訳は、関西医科大学附属病院高度救命救急センター及び関西医科大学総合医療センター救急救命センターから各 1 人、二次医療機関から各 1 人とする。救急救命士等は、各消防本部から最大 2 人までの出席を可とする。

二次医療機関については、偶数月は A C S の特定機能医療機関から 2 人、奇数月は脳卒中の特定機能医療機関から 2 人出席するものとする。

イ 検証方法は検証医 2 人と救急救命士等（最大 4 人）の最大 6 人のブースをそれぞれ形成し、総数 2 ブースで実施基準検証を行う。

ウ 実施基準検証票に基づき、各ブースで救急隊の実施基準評価（A、B、C 判定）と医療機関の評価（D 判定）、実施基準の評価（E 判定）、評価困難（F 判定）を行う。

エ 実施基準検証会議の開催時間は 13 時 30 分から 16 時 30 分までとする。

(3) フィードバック方法

ア 救急活動評価のフィードバックは各消防本部で行う。また、検証実施結果を救急 MC 協議会に報告することとする。

イ 実施基準評価にあつては、検証実施結果を救急 MC 協議会に報告することとする。

ウ 各検証について生じた課題は、救急 MC 協議会等に諮るものとする。

6 検証票

各検証票の様式は、大阪府下統一様式を採用する。

7 守秘義務

検証委員は、検証会場で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この細目は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。